

川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上がり用湯 洗い場に備え付けられた湯栓及びシャワーから供給される温水をいう。</p> <p>(6) 上がり用水 洗い場に備え付けられた水栓及びシャワーから供給される水をいう。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(その他の公衆浴場の措置基準)</p> <p>第5条 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業に係るものの措置基準は、別表第1(第2号、<u>第24号及び第31号</u>を除く。)及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場のうち、サウナ室のみを入浴設備として利用させるものに係る措置基準は、別表第1(第12号から第16号まで、<u>第18号、第20号及び第22号から第31号</u>までを除く。)のとおりとするほか、シャワーを設けることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(措置基準の緩和)</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、別表第1第1号、<u>第31号イ、第32号ア及び第34号</u>の規定については、市長が施設の利用形態から風紀に支障がないと認めるときは、当該公衆浴場に対しては、これらの規定の一部を適用しないこととすることができる。</p> <p>(責任者の届出)</p> <p>第7条 法第2条の2第1項に規定する営業者は、<u>別表第1第36号</u>の規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上がり用湯 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(6) 上がり用水 洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(その他の公衆浴場の措置基準)</p> <p>第5条 その他の公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号に規定する営業に係るものの措置基準は、別表第1(第2号、<u>第21号及び第28号</u>を除く。)及び別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場のうち、サウナ室のみを入浴設備として利用させるものに係る措置基準は、別表第1(第12号から第16号まで<u>及び第18号から第28号</u>までを除く。)のとおりとするほか、シャワーを設けることとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(措置基準の緩和)</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、別表第1第1号、<u>第28号イ、第29号ア及び第31号</u>の規定については、市長が施設の利用形態から風紀に支障がないと認めるときは、当該公衆浴場に対しては、これらの規定の一部を適用しないこととすることができる。</p> <p>(責任者の届出)</p> <p>第7条 法第2条の2第1項に規定する営業者は、<u>別表第1第33号</u>の規定により日常の衛生管理に係る責任者を選任し、又は変更したときは、遅滞なく、その責任者の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において公衆浴場法施行条例（平成20年埼玉県条例第19号）附則第2項の規定の適用を受けていた公衆浴場であつて、施行日以後引き続き別表第1第10号、第13号、<u>第27号ア、イ、オ、キ若しくはク、第29号、第31号ア若しくはウ又は第32号（アを除く。）</u>の規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る措置基準については、当該部分が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の前日に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可（以下「営業許可」という。）の申請をした場合の当該申請に係る公衆浴場については、同日以後に増築され、又は改築され、若しくは構造設備の変更を伴う修繕が行われた部分を除き、この条例による改正後の川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例別表第1第29号アの規定は、適用しない。営業許可を受けて浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が同日以後に営業許可の申請をする場合であつて、当該申請に係る公衆浴場がこの項の規定の適用を受けているものであるときの当該公衆浴場についても、同様とする。</p> <p>別表第1（第4条—第7条関係）</p> <p><u>(18) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(19) 原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。</u></p> <p><u>(20) 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。</u></p> <p><u>(21) シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。</u></p> <p><u>ア 毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。</u></p> <p><u>イ シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、毎年1回以上内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を行うこと。</u></p> <p><u>(22) 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。</u></p> <p><u>(23) 水位計配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において公衆浴場法施行条例（平成20年埼玉県条例第19号）附則第2項の規定の適用を受けていた公衆浴場であつて、施行日以後引き続き別表第1第10号、第13号、<u>第24号ア、イ、オ、キ若しくはケ、第26号、第28号ア若しくはウ又は第29号（アを除く。）</u>の規定に適合しない部分があるものの当該部分に係る措置基準については、当該部分が変更されるまでの間は、同項の規定の例による。</p> <p>別表第1（第4条—第7条関係）</p> <p><u>(18) 浴槽水は、規則で定めるところにより水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。</u></p> <p><u>(19) 上がり用湯及び上がり用水には、浴用に使用した湯水を使用しないこと。</u></p> <p><u>(20) 貯湯槽を設置する場合は、次のとおりとすること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>法で除去すること。</u></p> <p>(24) 浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。</p> <p>(25) 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽の水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。</p> <p>(26) 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週1回以上完全に換水すること。</p> <p>(27) 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>カ 集毛器は、毎日1回以上<u>清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>ク 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。</p> <p>ケ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(28) 回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。</p> <p>(29) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下この号において「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、<u>次のとおりとすること。</u></p> <p>ア <u>連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。</u></p> <p>イ <u>当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p>ウ <u>適宜清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(30) 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。</p> <p>(31) 屋外に浴槽を設ける場合は、前各号の規定に準ずるほか、次のとおりとすること。</p> <p>(32) サウナ室を設ける場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(33) 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、<u>生物膜の状況を監視するとともに、毎年1回以上清掃及び消毒を行うこと。</u></p> <p>(34) <u>7歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p> <p>(35) タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。</p>	<p>(21) 浴槽には、営業時間中常に湯水が満ちているようにすること。</p> <p>(22) 飲用に適さない原湯又は原水を浴槽の水面上部から浴槽に落とし込むときは、その流出口付近に当該原湯又は原水は飲用に適さないものである旨の表示をすること。</p> <p>(23) 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週1回以上完全に換水すること。</p> <p>(24) 循環ろ過器を設置して浴槽水をろ過する場合は、次のとおりとすること。</p> <p>カ 集毛器は、毎日1回以上<u>清掃すること。</u></p> <p>ク 浴槽水は、<u>規則で定めるところにより消毒すること。</u></p> <p>ケ 浴槽水の消毒に薬剤を用いる場合は、その薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が循環ろ過器に流入する直前の位置に設けること。</p> <p>コ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。</p> <p>(25) 回収槽の湯水を浴用に使用しないこと。ただし、回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽の水を浴槽水とは別に適切な方法で消毒する場合は、この限りでない。</p> <p>(26) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下この号において「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、<u>当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p>(27) 打たせ湯には、循環ろ過器でろ過した湯水を使用しないこと。</p> <p>(28) 屋外に浴槽を設ける場合は、前各号の規定に準ずるほか、次のとおりとすること。</p> <p>(29) サウナ室を設ける場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(30) 浴室の給湯栓又はシャワーへ送る湯の温度を調節する調節箱を設ける場合は、<u>当該調節箱を定期的に清掃すること。</u></p> <p>(31) <u>10歳以上の男女を混浴させないこと。</u></p> <p>(32) タオル、くし等を入浴者に貸与する場合は未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりを入浴者に貸与する場合は未使用のものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(36) 営業者は、自主管理を行うため、施設の配置図、給排水の配管図等浴場の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。</p> <p>(37) 自主管理に係る点検記録は、3年間保存すること。</p>	<p>(33) 営業者は、自主管理を行うため、施設の配置図、給排水の配管図等浴場の構造設備に係る図面を備えるとともに、自主管理の手引書及び点検表を作成して従業員に周知徹底させ、営業者又は従業員のうちから日常の衛生管理に係る責任者を選任すること。</p>